

【長期訓練生計費】の貸付について

■資金使途：就職氷河期世代等の自立を図るための技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費

■貸付対象：次の①及び②のいずれにも該当し、技能を習得する者

①市町村個人住民税非課税の者

②国家資格等を取得するための長期の公共訓練コース（12か月未満のものを除く。）等と職場実習を一体的に組み合わせたメニューの受講前及び受講後に、自立相談支援機関による支援（プラン作成、就労支援）を受ける者

■貸付金額

技能修得期間	貸付上限額	据置期間	償還期間
1年程度	220万円	6か月以内 【養成課程が修了した時点から起算】	8年
2年程度	400万円		
3年以内	580万円		

■連帯借受人：技能を習得する者の属する世帯の生計中心者

■連帯保証人：原則1名（連帯借受人がいる場合は不要）

■貸付利子：無利子（連帯保証人がいない場合は年1.5%）

■貸付適用期間：令和2年4月1日から令和5年3月31日の間に貸付決定したもの

—留意事項—

本貸付については、介護福祉士修学資金等貸付事業、保育士修学資金貸付等事業、母子父子寡婦福祉資金貸付金制度等の他制度による必要な資金の融通を受けることが困難であると認められる場合に対象となります。